



川越市建設工事標準請負契約約款等の一部改正について（お知らせ）

中央建設業審議会からの公共工事標準請負契約約款の実施についての勧告等を踏まえて、下記のとおり川越市建設工事標準請負契約約款と、その関係帳票（請負代金内訳書）の一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容の概要

(1) 他機関が発注した工事との調整規定の創設（第2条関係）

受注者の施行する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとなりました。

(2) 請負代金内訳書に明示する項目の追加（第3条関係）

請負代金内訳書において、法定福利費（事業主負担分）に加え、入札段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）を内訳明示する項目として追加しました。

(3) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設（第24条・第25条・第26条関係）

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化しました。

(4) 前払金等の用途に関する規定の整備（第37条関係）

前払金及び中間前払金の用途に関する規定を整備しました。

(5) その他所要の整備



2 適用日

令和8年6月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う案件から適用します。

3 改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、改正後の川越市建設工事標準請負契約約款と、その関係帳票（請負代金内訳書）をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでご確認いただけます。



川越市 契約約款の改正

で

検索

川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】 総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632